4　前記第３の３⑵に基づき、清算株式会社が金融債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は遡ってその効力を失う。

第５　共益的及び優先的債権の弁済

清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。

（別表省略）

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１００５号

広島市中区大手町４丁目６番16号

清算株式会社　株式会社戸山カンツリー倶楽部

清算人　横山　慶一

1　決定年月日　平成21年12月17日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　定義

⑴　預託金債権

本協定における「預託金債権」とは、清算株式会社が運営していた会員制ゴルフクラブ「戸山カンツリークラブ」の会員（以下「会員」という。）が清算株式会社に対して有する預託金債権をいう。

⑵　金融機関の遅延損害金債権等

本協定における「金融機関の遅延損害金債権等」とは、株式会社広島銀行、広島信用金庫、株式会社山口銀行及び株式会社りそな銀行（以下、総称して「金融機関」という。）が有する協定債権のうち、平成21年１月23日以降に発生した利息債権及び遅延損害金債権の全額並平成21年１月22日までに発生した遅延損害金債権のうち約定利息相当額を超える部分をいう。

⑶　関連会社の債権

本協定における「関連会社の債権」とは、共立エステート株式会社が有する協定債権のうち２億8295万4321円及び株式会社共立ハウジングが有する協定債権の全額をいう（但し、預託金債権を除く。）。

⑷　一般債権

本協定における「一般債権」とは、⑴に定める「預託金債権」、⑵に定める「金融機関の遅延損害金債権等」及び⑶に定める「関連会社の債権」を除くすべての協定債権をいう。

２　事業譲渡

清算株式会社は、従来運営していた会員制ゴルフクラブ「戸山カンツリークラブ」を、株式会社トヤマコーポレーション（以下「トヤマコーポレーション」という。）に対して、本協定の可決・認可及び認可決定の確定を条件として事業譲渡した。この事業譲渡による譲渡代金を本協定における弁済原資とする。

第２　各債権の取扱い

１　預託金債権の弁済

清算株式会社は、預託金債権につき、各債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、預託金債権額及び一般債権額の7.235294％の金員を弁済する。

２　一般債権の弁済

清算株式会社は、一般債権（金融機関に対する一般債権を含む。）につき、本協定の認可の決定が確定することを条件として、平成22年３月31日までに一般債権額の7.235294％の金員を弁済する。但し、本協定の認可の決定の確定が平成22年３月31日以降となったときは、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、一般債権額の7.235294％の金員を弁済する。

３　承継会員に対する弁済方法

トヤマコーポレーションによる「戸山カンツリークラブ」に係る会員権の承継（預託金債務の債務引受等）を承諾した会員（以下「承継会員」という。）に対する第１項の弁済については、清算株式会社は、トヤマコーポレーションと承継会員が締結した債務引受契約兼会員権発行契約に基づき、トヤマコーポレーションに対して行う。

４　預託金債権の免除

⑴　承継会員は、前項の方法による弁済がなされたときは、清算株式会社に対し、各預託金債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

なお、この免除は、清算株式会社に対してのみなされる相対的なものであり、承継会員が締結した債務引受契約兼会員権発行契約に基づきトヤマコーポレーションが負担する預託金債務については免除の効力は及ばないものとする。

⑵　承継会員以外の会員（非承継会員）は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各預託金債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

５　一般債権の免除

各一般債権者は、第２項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各一般債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

６　金融機関の遅延損害金債権等の免除

金融機関は、第２項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、金融機関の遅延損害金債権等を免除する。

７　関連会社の債権の免除

共立エステート株式会社及び株式会社共立ハウジングは、本協定の認可決定が確定したときは、清算株式会社に対し、関連会社の債権を免除する。

第３　その他

１　残余財産が発見された場合

第２の第１項及び第２項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２の第４項乃至第７項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

２　弁済方法

本協定に基づく弁済は、清算株式会社（広島市中区大手町４丁目６番16号）事務所において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に振込送金する方法により実施する。この場合、振込送金に要する費用は、清算株式会社の負担とする。

３　供託

本協定の弁済日に前項の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を法務局に供託する。

広島地方裁判所民事第４部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第６号

名古屋市熱田区六野１丁目３番６号

再生債務者　愛知食肉卸売市場協同組合

主文　本件再生手続廃止決定後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押、仮処分、一般先取特権の実行もしくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求は除く。）をしてはならない。

平成21年12月14日

名古屋地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成２１年（再）第８号

兵庫県芦屋市打出小槌町６番９―301号

再生債務者　松尾　和彦

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　兵庫県西宮市甲風園１－８－１ゆとり生活館ＡＭＩＳ５階　弁護士法人芦屋西宮市民法律事務所　弁護士　武田　　純

平成21年12月17日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（再）第１３号

北九州市八幡西区竹末１丁目１番２号

再生債務者　株式会社兵頭組

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　北九州市小倉北区田町14番28号ロイヤービル３階　弁護士　住田　定夫

平成21年12月17日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部